

保育施設における通園バスに係る 安全管理の留意事項

下記項目を参考に今一度事故防止・安全対策の徹底を

日々の運行に係る留意事項

- 1 通園バス車両の日常点検や法定点検等の安全点検を行うこと
- 2 運転を担当する職員の他に子どもの対応ができる職員が添乗すること
- 3 子どもの乗車時及び降車時に座席や人数の確認を実施し、その内容を職員間で共有すること
- 4 事故・災害発生時の対応について、フロー図やマニュアル等を作成し、職員間で共有し、施設内や通園バス車両に備えること（項目例：児童の安全確保、警察・消防への連絡、園・保護者への連絡等）
- 5 運行日誌を備え、運行管理状況を記録すること

運行前の留意事項

- 1 施設が保有する車両を使用して送迎を行う場合、道路運送法に基づく有償運送許可申請を行うこと
- 2 利用申込保護者に対し必要な項目（施設と保護者が自主的に行う私的契約であることや実費徴収額の内訳等）について書面を交付のうえ、書面により同意を得ること
- 3 送迎コースと所要時間を定め、職員間で共有するとともに、保護者に対し書面により事前に説明すること
- 4 予め乗車名簿や座席表を作成し、添乗職員だけでなく、施設の職員間で共有すること
- 5 重大事故防止のため、日々の送迎のなかで発生したヒヤリハット事案を記録し、園内研修等で共有し、原因分析・整理を行うこと